

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（第四回）
（書面開催）

配布資料一覧

令和2年8月28日（金）

配付資料：

- 資料 1 特定技能外国人材の受入状況等について
 （出入国在留管理庁提供資料）
- 資料 2 協議・連絡会入会申請システムの機能追加について
- 資料 3 製造分野特定技能1号評価試験（国内試験）の開催について
- 資料 4 特定技能外国人材受入れ事例
- 資料 5 製造業における特定技能外国人受入れに関するFAQ

参考資料：

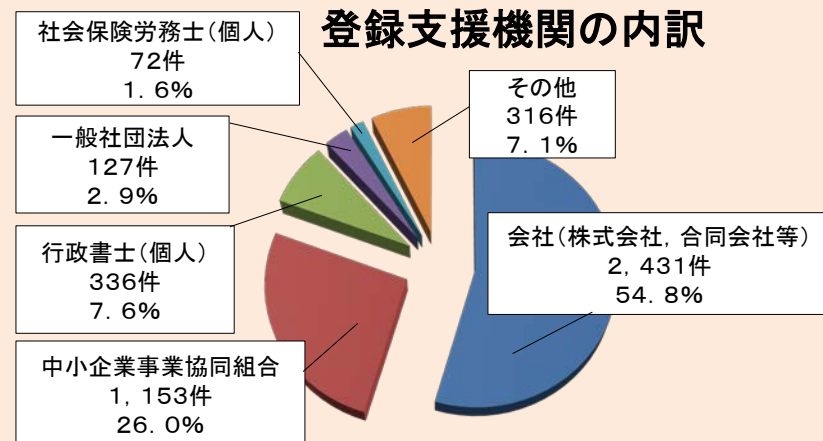
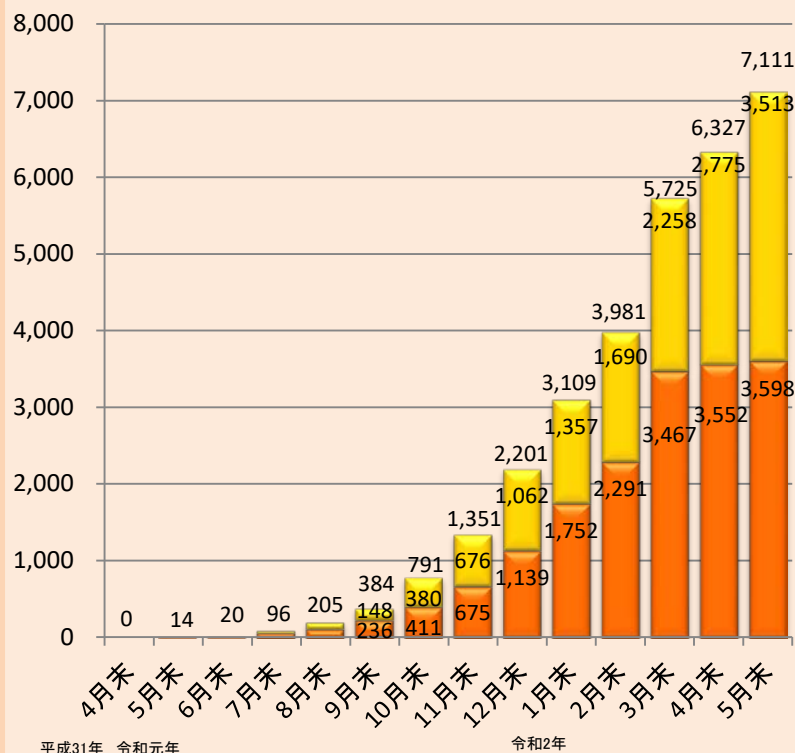
- 参考資料 1 特定技能ガイドブック（事業者の方）
<http://www.moj.go.jp/content/001326468.pdf>
- 参考資料 2 特定技能ガイドブック（外国人の方）
<http://www.moj.go.jp/content/001326469.pdf>

特定技能外国人の許可状況等について(令和2年5月末現在:速報値)

① 在留資格認定証明書交付	交付	3, 598 件
② 在留資格変更許可	許可	3, 513 件
③ 登録支援機関登録	登録	4, 435 件

許可件数等の内訳

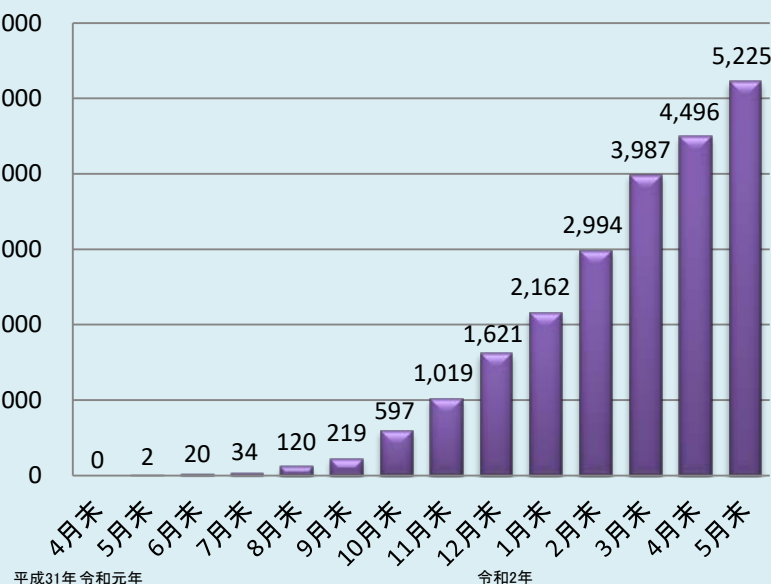
(許可・交付件数)
■ 在留資格認定証明書交付件数 ■ 在留資格変更許可件数



特定技能在留外国人数(令和2年5月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数

■ 特定技能在留外国人数



5, 225 人

分野	人数
介護	118人
ビルクリーニング	60人
素形材産業	502人
産業機械製造業	519人
電気・電子情報 関連産業	235人
建設	322人
造船・船用工業	168人
自動車整備	48人
航空	2人
宿泊	34人
農業	844人
漁業	49人
飲食料品製造業	1, 852人
外食業	472人



特定技能在留外国人数(令和2年3月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数 3,987人

都道府県別特定技能在留外国人数

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
在留数	142	12	7	25	1	3	22	220	98	169	238	298	259	139	44	25	29	18	16	78	110	140	337	89
構成比	3.6%	0.3%	0.2%	0.6%	0.0%	0.1%	0.6%	5.5%	2.5%	4.2%	6.0%	7.5%	6.5%	3.5%	1.1%	0.6%	0.7%	0.5%	0.4%	2.0%	2.8%	3.5%	8.5%	2.2%
都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	未定・不詳
在留数	39	56	188	111	15	7	15	22	52	169	27	8	70	58	16	228	12	92	114	34	9	33	66	27
構成比	1.0%	1.4%	4.7%	2.8%	0.4%	0.2%	0.4%	0.6%	1.3%	4.2%	0.7%	0.2%	1.8%	1.5%	0.4%	5.7%	0.3%	2.3%	2.9%	0.9%	0.2%	0.8%	1.7%	0.7%

分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	クリーニング・ビル	素形材産業	産業機械製造業	電子情報・電気・関連産業	建設	造船・船舶工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品製造業	外食業
在留数	56	27	437	428	184	267	156	37	-	19	686	42	1,402	246
構成比	1.4%	0.7%	11.0%	10.7%	4.6%	6.7%	3.9%	0.9%	0.0%	0.5%	17.2%	1.1%	35.2%	6.2%

国籍別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ベトナム	インドネシア	中国	フィリピン	ミャンマー	カンボジア	タイ	ネパール	その他
在留数	2,316	456	331	235	216	198	125	25	85
構成比	58.1%	11.4%	8.3%	5.9%	5.4%	5.0%	3.1%	0.6%	2.1%

特定技能試験等の実施状況について（令和2年5月末現在。各試験実施機関のウェブサイトを参考に作成したもの。）

	実施場所（実施月）	受験者数	合格者数
介護	（フィリピン） 2019年4月～2020年3月 （カンボジア） 2019年9月～2020年3月、5月 （インドネシア） 2019年10月～2020年4月 （ネパール） 2019年10月～2020年3月 （モンゴル） 2019年11月、12月 （ミャンマー） 2020年2月、3月 （日本国内） 2019年10月～12月、2020年3月～5月	（技能試験） 6,582人（注1） （日本語試験） 6,297人（注1）	（技能試験） 3,620人（注1） （日本語試験） 3,732人（注1）
ビルクリーニング	（フィリピン） 2020年2月、3月 （ミャンマー） 2019年12月 （日本国内） 2019年11月、12月	709人	495人
素形材産業（注2） 産業機械製造業（注2） 電気・電子情報関連産業（注2） 建設	（インドネシア） 2020年1月 —	23人 —	4人 —
造船・船用工業（注2）	（フィリピン） 2019年11月 （日本国内） 2020年5月	15人	8人
自動車整備	（フィリピン） 2019年12月～2020年3月	32人	25人
航空（注2）	（フィリピン） 2019年11月 （モンゴル） 2019年10月 （日本国内） 2019年11月、2020年2月	340人	194人
宿泊	（ミャンマー） 2019年10月 （日本国内） 2019年4月、10月、2020年1月	1,852人	1,140人
農業（注2）	（フィリピン） 2019年10月～2020年3月 （カンボジア） 2020年1月～3月 （インドネシア） 2020年1月～3月 （ミャンマー） 2020年2月、3月 （日本国内） 2020年3月	701人	571人
漁業（注2）	（インドネシア） 2020年1月	19人	8人
飲食料品製造業	（フィリピン） 2019年11月～2020年3月 （インドネシア） 2020年1月～3月 （日本国内） 2019年10月、2020年2月	3,488人	2,767人
外食業	（フィリピン） 2019年11月～2020年3月 （カンボジア） 2020年1月～3月 （ミャンマー） 2020年2月、3月 （日本国内） 2019年4月、6月、9月、11月、2020年2月	8,924人	5,453人
国際交流基金 日本語基礎テスト	（フィリピン） 2019年4月～6月、8月～11月、2020年1月、3月 （カンボジア） 2019年10月、2020年1月、3月、5月 （インドネシア） 2019年10月、11月、2020年1月、3月 （ネパール） 2019年10月、11月、2020年1月、3月 （モンゴル） 2019年11月 （ミャンマー） 2020年3月	7,971人（注1）	2,737人（注1）

（注1） 2020年5月以降に実施された介護（技能試験及び日本語試験）、国際交流基金日本語基礎テストの受験者数及び合格者数のうち未発表分については、各者数の累計値に含んでいない。

（注2） 業務区分によって試験実施状況が異なる。



「特定技能」に関する二国間取決め（MOC）の概要

政府基本方針（平成30年12月25日閣議決定）

保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる。

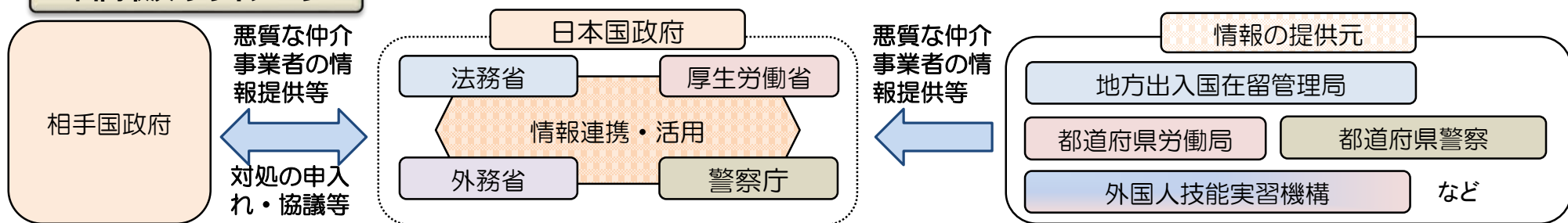
総合的対応策（平成30年12月25日閣僚会議決定）

- 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組み：悪質な仲介事業者等の排除
外国人材の送出しが想定される日本語試験を実施する9か国（以下「優先9か国」という。）との間で、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書の作成を目指すとともに、必要に応じ、上記国以外の国であって送出しが想定されるものとの間で、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を進める。

二国間取決めのポイント

- 情報共有
特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関与する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。
 - 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等
- 問題是正のための協議
定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。

二国間取決めのイメージ



署名状況（12か国）

（令和2年2月4日現在、太字は総合的対応策でMOCを作成する旨が示された国）

フィリピン（H31.3.19）、**カンボジア**（H31.3.25）、**ネパール**（H31.3.25）、**ミャンマー**（H31.3.28）、**モンゴル**（H31.4.17）
スリランカ（R1.6.19）、**インドネシア**（R1.6.25）、**ベトナム**（R1.7.1文書交換）、**バングラデシュ**（R1.8.27）
ウズベキスタン（R1.12.17）、**パキスタン**（R1.12.23）、**タイ**（R2.2.4）

フィリピン国籍の方々の受入れ手続について

- 1 フィリピン国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れ（手続の解説）

<http://www.moj.go.jp/content/001315103.pdf>

- フィリピンから新たに受け入れる場合
- 日本に在留する方を受け入れる場合



- 2 フィリピン国籍の方々を特定技能として受け入れる手続の流れ図（フローチャート）

<http://www.moj.go.jp/content/001315102.pdf>

- フィリピンから新たに来日の場合
- 日本国内在留者の場合



- 3 フィリピン側の手続きに関する Q&A

<http://www.moj.go.jp/content/001315104.pdf>



【参考】法務省ホームページ URL

- 1 在留資格「特定技能」の創設等

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html



- 2 各国における手続について

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html



出入国在留管理庁政策課特定技能 P T

代表 03-3580-4111

カンボジア国籍の方々の受入れ手続について

- 1 カンボジア国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れ（手続の解説）

<http://www.moj.go.jp/content/001315103.pdf>

- カンボジアから新たに受け入れる場合
- 日本に在留する方を受け入れる場合



- 2 カンボジア国籍の方々を特定技能として受け入れる手続の流れ図（フローチャート）

<http://www.moj.go.jp/content/001315102.pdf>

- カンボジアから新たに来日の場合
- 日本国内在留者の場合



【参考】法務省ホームページ URL

- 1 在留資格「特定技能」の創設等

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html



- 2 各国における手続について

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html



出入国在留管理庁政策課特定技能 P T
代表 03-3580-4111

ネパール国籍の方々の受入れ手続について

- 1 ネパール国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れ（手続の解説）

<http://www.moj.go.jp/content/001314644.pdf>

- ネパールから新たに受け入れる場合
- 日本に在留する方を受け入れる場合



- 2 ネパール国籍の方々を特定技能として受け入れる手続の流れ図（フローチャート）

<http://www.moj.go.jp/content/001314643.pdf>

- ネパールから新たに来日の場合
- 日本国内在留者の場合



【参考】法務省ホームページ URL

- 1 在留資格「特定技能」の創設等

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html



- 2 各国における手続について

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html



出入国在留管理庁政策課特定技能PT

代表03-3580-4111

ミャンマー国籍の方々の受入れ手続について

- 1 ミャンマー国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れ（手続の解説）

<http://www.moj.go.jp/content/001315103.pdf>

- ミャンマーから新たに受け入れる場合
- 日本に在留する方を受け入れる場合



- 2 ミャンマー国籍の方々を特定技能として受け入れる手続の流れ図（フローチャート）

<http://www.moj.go.jp/content/001315102.pdf>

- ミャンマーから新たに来日の場合
- 日本国内在留者の場合



【参考】法務省ホームページ URL

- 1 在留資格「特定技能」の創設等

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html



- 2 各国における手続について

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html



出入国在留管理庁政策課特定技能 P T
代表 03-3580-4111

モンゴル国籍の方々の受入れ手続について

1 モンゴル国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の

流れ（手続の解説） <http://www.moj.go.jp/content/001321051.pdf>



- モンゴルから新たに受け入れる場合
- 日本に在留する方を受け入れる場合

2 モンゴル国籍の方々を特定技能として受け入れる手続の流れ図（フローチャート）

<http://www.moj.go.jp/content/001321050.pdf>



- モンゴルから新たに来日の場合
- 日本国内在留者の場合

3 モンゴル側の手続きに関する Q&A

<http://www.moj.go.jp/content/001321052.pdf>



【参考】法務省ホームページ URL

1 在留資格「特定技能」の創設等

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html



2 各国における手続について

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html



出入国在留管理庁政策課特定技能PT

代表03-3580-4111

インドネシア国籍の方々の受入れ手続について

- 1 インドネシア国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れ（手続の解説）

<http://www.moj.go.jp/content/001316341.pdf>

- インドネシアから新たに受け入れる場合
- 日本に在留する方を受け入れる場合



- 2 インドネシア国籍の方々を特定技能として受け入れる手続の流れ図（フローチャート）

<http://www.moj.go.jp/content/001316340.pdf>

- インドネシアから新たに来日の場合
- 日本国内在留者の場合



- 3 インドネシア側の手続きに関する Q&A

<http://www.moj.go.jp/content/001316342.pdf>



【参考】法務省ホームページ URL

- 1 在留資格「特定技能」の創設等

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html



- 2 各国における手続について

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html



出入国在留管理庁政策課特定技能 P T

代表 03-3580-4111

タイ国籍の方々の受入れ手続について

- 1 タイ国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れ
(手続の解説) <http://www.moj.go.jp/content/001319079.pdf>
 - タイから新たに受け入れる場合
 - 日本に在留する方を受け入れる場合



- 2 タイ国籍の方々を特定技能として受け入れる手続の流れ図（フローチャート）
<http://www.moj.go.jp/content/001319078.pdf>
 - タイから新たに来日の場合
 - 日本国内在留者の場合



- 3 タイ側の手続きに関する Q&A
<http://www.moj.go.jp/content/001319080.pdf>



【参考】法務省ホームページ URL

- 1 在留資格「特定技能」の創設等
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html
- 2 各国における手続について
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html



新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について

令和2年8月12日現在

1 上陸拒否について

感染が世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症に関し、令和2年1月31日以降の累次にわたる閣議了解、新型コロナウイルス感染症対策本部による公表等を踏まえて、法務省では、当分の間、以下のいずれかに該当する外国人について、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第5条第1項第14号（注1）に該当する外国人として、**特段の事情**がない限り、上陸を拒否することとしています。

なお、特別永住者の方については、入管法第5条第1項の審査の対象となりませんので、上記の各措置により上陸が拒否されることはありません。

- 上陸の申請日前14日以内に添付の表の国・地域における滞在歴がある外国人
- 中国湖北省又は浙江省において発行された同国旅券を所持する外国人
- 香港発船舶ウエステルダムに乗船していた外国人

2 特段の事情について

次の（1）から（3）のいずれかに該当する場合には、**特段の事情**があるものとして上陸を許可しています。

なお、防疫上の観点から、[「外国人の入国・再入国に係る追加的な防疫措置について」](#)のとおり、入国・再入国の時期によって、追加的な防疫措置が必要となりますので、御注意ください。

- （1）滞在先の国・地域が上陸拒否の対象地域に指定された日（ただし、4月2日以前に上陸拒否の対象地域に指定された国・地域については4月3日）の前日までに再入国許可（みなし再入国許可を含む。以下同じ。）により出国した外国人（ただし、4月3日以降に出国した外国人については、日本出国日時点において既に上陸拒否の対象地域とされていた国・地域に滞在歴のない者に限る。）
 - （2）「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（注2）に沿って上陸申請する外国人
 - （3）上記（1）及び（2）のほか、特に人道上配慮すべき事情があるときなど、個別の事情に応じて特段の事情が認められるもの（具体的な事例については、[「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否の措置に関し、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして入国・再入国を許可することのある具体的な事例」](#)を参照）
- 3 「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する外国人が再入国許可により出国した場合であっても、上記2に該当しない限り、特段の事情がないものとして上陸拒否の対象となりますので、上陸拒否の対象地域への渡航を控えていただくようお願いします。

(注1) 出入国管理及び難民認定法(抄)

(上陸の拒否)

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一～十三 (略)

十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2 (略)

(注2) 「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」は、感染状況が落ち着いている上陸拒否の対象地域を対象として、ビジネス上必要な人材等の出入国を、出国前検査証明や接触確認アプリのインストール等の追加的な防疫措置を条件に試行的に実施するもの(詳細については[外務省ホームページ](#)を参照)。

連絡先：出入国在留管理庁出入国管理部審判課

電話：(代表) 03-3580-4111 (内線4446・4447)

		アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ
4月3日までに指定された国・地域	73か国・地域	インドネシア、シンガポール、タイ、韓国、台湾、中国（香港及びマカオを含む。）、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア	オーストラリア、ニュージーランド	カナダ、米国	エクアドル、チリ、ドミニカ国、パナマ、ブラジル、ボリビア	アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク	イスラエル、イラン、トルコ、パレスタン	エジプト、コートジボワール、コンゴ民主共和国、モーリシャス、モロッコ
4月29日から追加	14か国				アンティグア・バーブーダ、セントクリストファー・ネイビス、ドミニカ共和国、バルバドス、ペルー	ウクライナ、ベラルーシ、ロシア	アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア	ジブチ
5月16日から追加	13か国	モルディブ			ウルグアイ、コロンビア、バハマ、ホンジュラス、メキシコ	アゼルバイジャン、カザフスタン、		カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、サントメ・プリンシペ、赤道ギニア
5月27日から追加	11か国	インド、パキスタン、バングラデシュ			アルゼンチン、エルサルバドル	キルギス、タジキスタン	アフガニスタン	ガーナ、ギニア、南アフリカ
7月1日から追加	18か国				ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ニカラグア、ハイチ	ジョージア	イラク、レバノン	アルジェリア、エスワティニ、カメルーン、セネガル、中央アフリカ、モーリタニア
7月24日から追加	17か国・地域	ネパール			スリナム、パラグアイ、ベネズエラ	ウズベキスタン	パレスチナ	ケニア、コモロ、コンゴ共和国、シエラレオネ、スーダン、ソマリア、ナミビア、ボツワナ、マダガスカル、リビア、リベリア

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による雇用状況の悪化のため解雇、雇い止め、自宅待機等となった方について

① 以下の方は、現に有する在留資格のまま在留が認められます。

- (1) 雇用先から解雇又は雇止めの通知を受けた方で就職活動を希望する方
- (2) 雇用先から待機を命じられた方で復職を希望する方
- (3) 雇用先から勤務日数・勤務時間の短縮を命じられた方で、引き続き稼働を希望する方
- (4) その他上記(1)ないし(3)に準ずる方

また、資格外活動の許可も可能です。

雇用先企業の都合により当該状況にあることを証する文書を提出してください。資格外活動期間は、許可の日から6か月又は現に有する在留期間の満了日のいずれか一方で、先に到来する日となります。

② 上記①の状態のまま在留期間を迎える方については、就職活動を目的とする「特定活動」への在留資格の変更が認められます。

雇用先企業の都合により当該状況にあることを証する文書を提出してください。

資格外活動の許可も可能です。資格外活動については、許可の日から6か月又は現に有する在留期間の満了日のいずれか一方で、先に到来する日となります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う雇用悪化の影響が継続している場合は在留期間の更新（6か月）が可能です。資格外活動の許可も可能です。

(注意) 在留期限が到来する時点で、残りの待機期間が1か月を超えない場合や、勤務時間短縮により稼働している方について、勤務時間が待機時間を上回っている方の場合は、現に有する在留資格のまま在留期間の更新が可能です。この場合、原則として在留期間は「1年」が決定されます。

3 留意点

- (1) 就職活動又は待機期間による「特定活動」で在留する方が、復職等することとなった場合は、速やかに在留資格の変更許可申請を行ってください。
- (2) 待機期間中又は勤務短縮期間中の方が資格外活動許可申請を行う場合は、受入れ機関から資格外活動を行うことについての同意を得てください（同意を得ていることを申請時に申し出てください。）。

令和2年4月3日
出入国在留管理庁

新型コロナウイルス感染症の影響による継続就職活動中又は
内定待機中の方の在留期間の更新について

- ① 就職活動を行う期間としての「特定活動」を許可されている方については、通常は卒業後1年を超えない範囲での活動が認められています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き本邦において就職活動を行う場合は、当該期間を超えて在留期間の更新を受けることが可能です。

また、資格外活動の許可を受けることも可能です。

- ② 内定者が就職するまでの期間としての「特定活動」を許可されている方は、通常は就職までの期間が、内定後1年以内であってかつ卒業後1年6月を超えない範囲での活動が認められています。

新型コロナウイルス感染症の影響により採用予定時期が変更となるなどして、引き続き本邦に在留する場合は、当該期間を超えて在留期間の更新を受けることが可能です。

また、資格外活動の許可を受けることも可能です。

①、②ともに、在留期間更新許可申請書のほか、本人作成の理由書のみをもって審査します。

1 在留資格認定証明書が交付された方又は在留資格認定証明書交付申請中の方

① 在留資格認定証明書が交付された方

通常3か月間有効ですが、特例として、2019年10月1日から2021年1月29日までに作成された在留資格認定証明書は、**入国制限措置が解除された日から6か月又は2021年4月30日までのいずれか早い日まで有効なものとして取り扱います。**

② 在留資格認定証明書交付申請中の方について

現在申請中の案件について、活動開始時期を変更することとなった場合、原則として**受入機関作成の理由書のみ**をもって審査します。

2 在留諸申請中に再入国許可により出国した方

再入国許可（みなし再入国許可を含む。）により出国中である方が出国前に在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請又は永住許可申請を行っている場合であって、新型コロナウイルス感染症の影響により再入国できないときは、**本邦にある親族又は受入れ機関の職員等による当該申請の許可に係る在留カードの代理受領を認めることとし、出国中の方が再入国許可による上陸申請を行うことを可能とします。**

3 再入国許可による出国中に再入国期限が経過した方等

① 在留資格認定証明書の交付対象とならない方（「永住者」等）

再入国許可による出国中に新型コロナウイルス感染症の影響により本邦へ再入国できなかった永住者の方については、**再入国許可の有効期間の満了日が、入国制限が解除された日から1か月後までであり、かつ、入国制限が解除された日から6か月後までに査証申請をいただいた上で入国する場合には、「永住者」の在留資格により上陸特別許可します。**

② 在留資格認定証明書の交付対象となる方（留学生や技能実習生等）

本邦に中長期在留者（留学生や技能実習生等）として在留していた方が、再入国許可による出国中に新型コロナウイルス感染症の影響により本邦へ再入国できず、在留期限を経過した場合などで、改めて在留資格認定証明書交付申請を行う方については、原則として**申請書および受入機関作成の理由書のみ**をもって審査します。

1 「短期滞在」で在留中の方

⇒ 「短期滞在（**90日**）」の在留期間更新を許可します。

2 「技能実習」, 「特定活動(外国人建設就労者(32号), 外国人造船就労者(35号))」で在留中の方

⇒ 「特定活動（**6か月・就労可**）」への在留資格変更を許可します。

(注1) 従前と同一の業務に従事する場合が対象となります。

(注2) 「特定活動（インターンシップ(9号), 製造業外国従業員(42号))」で在留中の方が、従前と同一の受入機関及び業務で就労を希望する場合は同様に許可します。

(注3) 「短期滞在」や「特定活動(6か月・就労不可)」がいったん許可された方も対象になります。

(注4) 「特定活動(サマージョブ(12号))」で在留中の方で、従前と同一の受入機関及び業務で就労を希望する場合は「特定活動（3か月・就労可）」への在留資格変更を許可します。

3 「留学」の在留資格で在留している方で、就労を希望する場合

⇒ 「特定活動（**6か月・週28時間以内のアルバイト可**）」への在留資格変更を許可します。

(注1) 令和2年1月1日以降に教育機関を卒業（修了）した方に限られます。

(注2) 「短期滞在」や「特定活動（6か月・就労不可）」がいったん許可された方も対象になります。

4 その他の在留資格で在留中の方（上記2又は3の方で、就労を希望しない場合を含む）

⇒ 「特定活動（**6か月・就労不可**）」への在留資格変更を許可します。

(注) 上記1～4について、帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の 在留諸申請の取扱いについて



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

①本国への帰国が困難な方

- ⇒ 「**特定活動（6か月・就労可）**」又は「**特定活動（6か月・就労不可）**」への在留資格変更が可能です
- ※ 「**特定活動（6か月・就労可）**」は、従前と同一の業務（注）で就労を希望する方に限ります。
 - （注）従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に関する業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7 その他」を除く。）」で就労することも可能です（8月12日追加）
 - ※ **帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です**

②技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

- ⇒ 受検・移行ができるようになるまでの間、「**特定活動（4か月・就労可）**」への在留資格変更が可能です
- ※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります

③実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

- ⇒ 特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、「**特定活動（最大1年・就労可）**」への在留資格変更が可能です

【以下については**技能実習2号を修了される方**へのご案内です】

④「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方

- ⇒ 移行準備の間、「**特定活動（4か月・就労可）**」への在留資格変更が可能です
- ※ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響に鑑み、**必要書類を簡素化しています**
 - ※ 「**技能実習3号**」を修了される方も対象となります
 - ※ 既に移行のための準備が整っている方については、「**特定技能1号**」への在留資格変更が可能です
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html

⑤「技能実習3号」への移行を希望される方

- ⇒ 優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、「**技能実習3号**」への在留資格変更が可能です
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00146.html

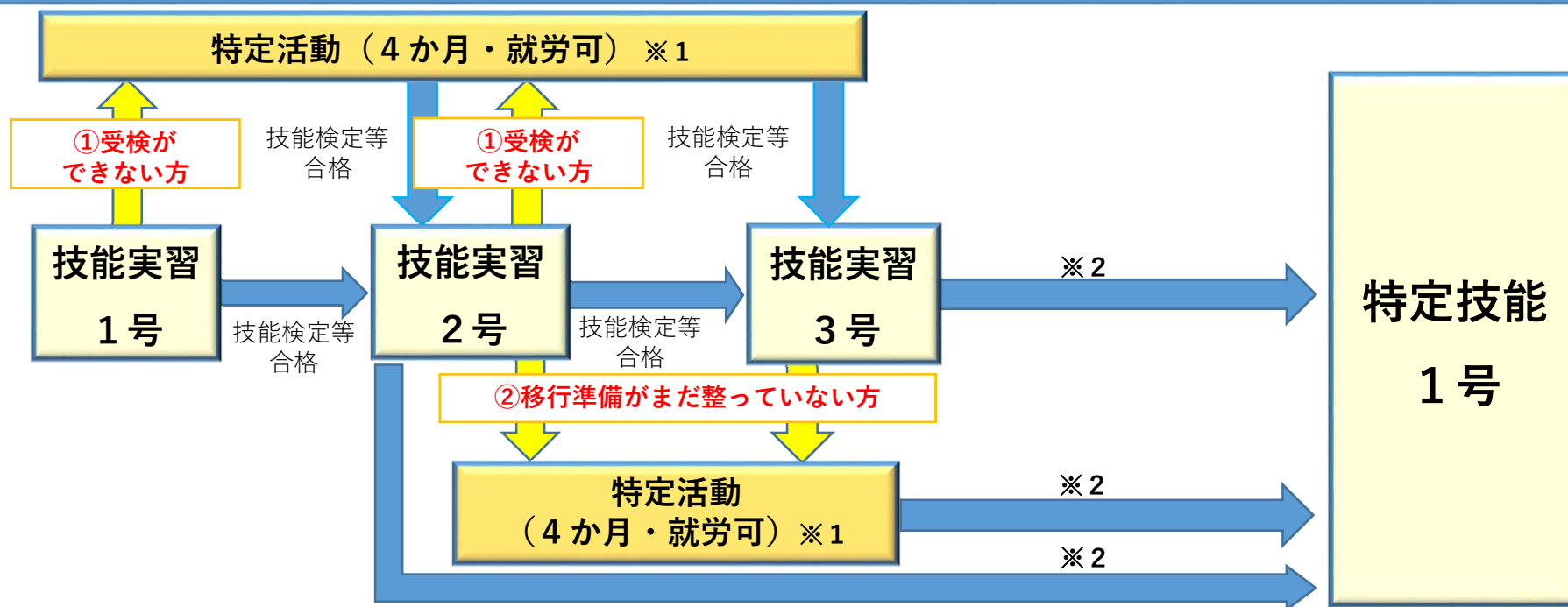
新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて（チャート図）



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

1. 引き続き本邦に在留する方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、①技能実習修了時の技能検定等の受検ができない方、②「特定技能1号」への移行準備がまだ整っていない方、③「技能実習3号」への移行を希望される方は、次の手順をとることができます。



2. 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です。

3. 本国への帰国が困難な方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、本国への帰国が困難な方は、「特定活動（6か月・就労可）」※3等への在留資格変更が可能です（帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。）。

※1 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する場合に対象となります。

※2 技能実習2号を良好に修了した外国人は、特定技能1号への移行に必要な試験（技能、日本語）が免除されます。

※3 従前と同一又はこれに関する業務で就労を希望する場合に対象となります（従前と異なる受入れ機関においても就労が認められます。）。

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について

～迅速かつ効率的なマッチングによる本邦での再就職の実現～



出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan

目的

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、関係省庁と連携し、特定産業分野における再就職の支援を行うとともに、一定の要件の下、在留資格「特定活動」を付与し、外国人に対する本邦での雇用維持をパッケージで支援する。技能実習生等が来日できず、人材確保に困難を来している分野での就労促進も行う。

支援の概要

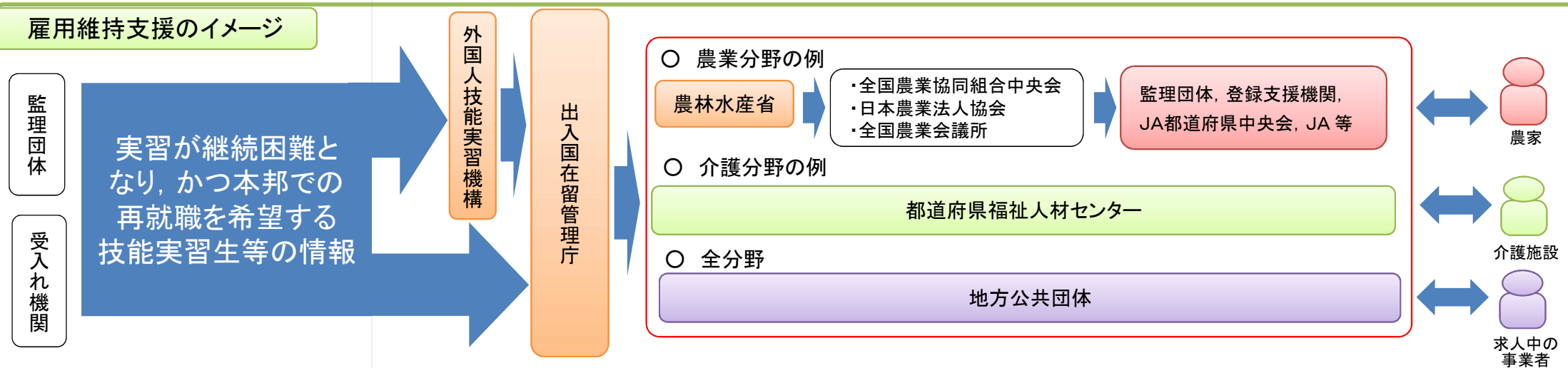
出入国在留管理庁は、支援の対象となる技能実習生等の情報を迅速かつ網羅的に把握し、これらの技能実習生等が就労を希望する特定産業分野に再就職できるよう、各分野の関係機関に情報提供することにより、効率的なマッチングが可能となる。

また、出入国在留管理庁は、外国人在留総合インフォメーションセンター等と連携し、外国人からの各種相談に適切に対応する。

在留資格上の措置

- 在留資格「特定活動(就労可)」
 - 在留期間 最大 1年
 - 令和2年4月20日から実施
- 要件
 - ・ 申請人の報酬額が、日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であること
 - ・ 申請人が、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること(希望する特定産業分野に係る技能試験等の合格が必要な者に限る)
 - ・ 受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること(外国人の受入れ実績等)
 - ・ 受入れ機関が、申請人が受入れ機関の業務を通じて必要な技能等を身に付けるよう指導・支援すること
 - ・ 受入れ機関等が、申請人に在留中の日常生活等に係る支援を適切に行うこと

雇用維持支援のイメージ



令和 2 年 4 月 17 日

出入国在留管理庁

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、関係省庁と連携し、特定産業分野における再就職の支援を行うとともに、一定の要件の下、「特定活動」の在留資格を許可し、外国人に対する本邦での雇用を維持するための支援を行うこととしました。

【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人のほか、例えば、「技術・人文知識・国際業務」や「技能」などの就労目的の在留資格で就労していたが雇い止めになった外国人や、就労予定だったが採用内定取消になった又は教育機関の所定の課程を修了した外国人留学生なども対象となります。

※詳細については、最寄りの地方出入国在留管理局へお問合せ願います。

※新たな受入れ機関との雇用契約の成立後、「特定活動」への在留資格変更許可申請を行うことが必要です。

【再就職のための支援を希望する場合】

上記対象者のうち、再就職のための支援を希望する場合は、出入国在留管理庁に対し、「個人情報の取扱いに関する同意書」（本ホームページ内に掲載）を提出することにより、希望する特定産業分野の企業等での新たな再就職のための支援を受けることができます。

具体的には、出入国在留管理庁において、「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載された外国人の情報を関係省庁や都道府県等の関係機関に提供し、その結果、希望する特定産業分野の中で、求人中かつ採用の意思がある企業等があった場合、当該企業、職業紹介機関等から当該同意書に記載された連絡先へ連絡が入り、再就職が実現する可能性があります。

※支援の流れについては、本ホームページに添付の「概要」資料の「雇用維持支援のイメージ」を参照してください。

※現在の在留資格によって同意書の提出先が異なります。詳細は本ホームページ内の「『個人情報の取扱いに関する同意書』の提出について」を確認してください。

【再就職のための支援を希望しない場合】

上記対象者のうち、再就職のための支援を受けることなく自ら就職活動を行い、特定産業分野（14分野）の企業等に係る新たな再就職先を見つけていただいても差し支えありません。

【付与される在留資格・期間】

特定活動（就労可）・最大１年

【行うことができる活動】

受入れ機関において特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付ける活動

具体的には以下のような活動が指定されることとなります。

出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令（平成２年法務省令第１６号）の法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号に掲げる活動の項下欄第１号ハに規定する技能（試験により証明されるものに限る。）を修得するため、下記の本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の業務に従事する活動

記

機関名 ○○○株式会社

（本店所在地 ○○県○○市○○町○○番○○号）

【要件】

ア 申請人が本特例措置により従事しようとする業務に係る報酬の額が、日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること

イ 申請人が、受入れ機関において特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること（希望する特定産業分野に係る技能試験等の合格が必要な者に限る。）

なお、製造業３分野（素形材産業分野，産業機械製造業分野，電気・電子情報関連産業分野）については，国内において，申請人が製造業各分野で対象となっている業務区分（職種）で勤務・実習中に解雇されたものに限られる。

ウ 受入れ機関が、申請人が特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付ける希望があることを理解した上で、申請人の雇用を希望するものであること

エ 受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること（在留外国人（就労資格に限られず，資格外活動許可を受けた者も含む。）を雇用した実績，出入国・労働関係法令の遵守等）

オ 受入れ機関が、申請人に対して特定技能に移行するために必要な技能等を身に付けることなどについて指導、助言等を行うことのほか、在留中の日常生活等に係る支援（関係行政機関の相談先を案内及び必要に応じて当該機関に同行することを含む。）を行う担当者を確保して適切に行うことが見込まれること（注）支援については、例えば、受入れ機関が雇用する申請人が従前に所属していた監理団体や、特定技能へ移行する際に支援を委託する予定の登録支援機関において実施することも差し支えない。

カ 受入れ機関が、申請人を受け入れることが困難となった場合には地方出入国在留管理局に速やかに報告することとしていること

「個人情報の取扱いに関する同意書」の提出について

技能実習生として活動していた方の実習が継続困難となった場合

従前所属していた監理団体等が外国人技能実習機構へ提出した「技能実習実施困難時届出書」の「技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因」が経営上・事業上の理由に該当している場合、雇用維持支援の対象となります。その場合、「個人情報の取扱いに関する同意書」を作成の上、出入国在留管理庁へ送付願います。

●技能実習実施困難時届出書については以下のURLからもダウンロード可能です。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00125.html

●同意書の送付先

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課 雇用維持支援担当

特定技能外国人として活動していた方が失業した場合

従前所属していた受入れ機関が地方出入国在留管理局へ届け出た「受入れ困難に係る届出書」の「事由の区分」が経営上の都合となっている場合又は「特定技能雇用契約に係る届出書」の「終了の事由」が経営上の都合となっている場合は、雇用維持支援の対象となります。その場合、「個人情報の取扱いに関する同意書」を作成の上、「受入れ困難に係る届出書」が提出された（届出がされた官署が不明な場合は、外国人の住居地を管轄する）地方出入国在留管理局へ送付願います。

●受入れ困難に係る届出書及び特定技能雇用契約に係る届出書については以下のURLからもダウンロード可能です。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00201.html

●同意書の送付先（地方出入国在留管理局）

QRコードを読み込み、メニュー欄から「組織・機構」のページを選択



上記以外の在留資格で活動していた方が失業等した場合

新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等された場合には、「個人情報の取扱いに関する同意書」を出入国在留管理庁へ送付願います。

●同意書の送付先

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課 雇用維持支援担当

個人情報取扱いに関する同意書

出入国在留管理庁長官 殿

私は、「新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援のための個人情報の取扱いについて」に記載された個人情報の利用目的、関係機関等への提供等を理解し、個人情報の取扱いに同意します。

目付： 年 月 日

署名：

(以下の事項について記載願います。)

国籍・地域

生年月日

性 别 男 · 女

氏 名

在留カード番号

住居地

電話番号

電子メールアドレス

直近まで雇用されていた職種

任意記載欄（現在の受入れ機関・監理団体等の連絡先）※雇用維持支援に係る連絡を行う場合があります。

〔機関名〕 〔担当者名〕 〔電話番号〕

就労を希望する特定産業分野
(複数チェック可)

- ☐ 介護
- ☐ ビルクリーニング
- ☐ 素形材産業 (※)
- ☐ 産業機械製造業 (※)
- ☐ 電気・電子情報関連産業 (※)
- ☐ 建設
- ☐ 造船・船用工業
- ☐ 自動車整備
- ☐ 航空
- ☐ 宿泊
- ☐ 農業
- ☐ 漁業
- ☐ 飲食料品製造業
- ☐ 外食業

(※) 製造業3分野(素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野)については、国内において、製造業各分野で対象となっている業務区分(職種)で勤務・実習中に解雇されたものに限る。

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援のための個人情報の取扱いについて

出入国在留管理庁においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等が、引き続き本邦での就労を希望する場合、本邦での雇用を維持するため、再就職の支援を行うこととしました。

ついては、下記１の個人情報を下記２の利用目的のために利用すること、また下記３の関係機関等へ情報提供を行うことに同意する場合は、「個人情報の取扱いに関する同意書」に署名の上、監理団体又は受入れ機関を通じて提出してください。

1 個人情報	国籍・地域，生年月日，性別，氏名，在留カード番号，住居地，電話番号，電子メールアドレス，直近まで雇用されていた職種，就労を希望する特定産業分野（別添）
2 個人情報の利用目的	新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生，特定技能外国人等が，引き続き本邦での就労を希望する場合の再就職支援のため
3 個人情報を提供する関係機関等	(1) 地方公共団体（都道府県及び市区町村） (2) 地方公共団体が運営等する職業紹介機関 (3) 全国農業協同組合中央会及び同グループ内組織 (4) 日本農業法人協会及び全国農業会議所（当該団体に係る地方組織を含む。） (5) 都道府県福祉人材センター (6) 職業紹介の許可を有する監理団体及び登録支援機関 (7) 受入れ機関候補となる事業者
4 個人情報に関する御連絡先	個人情報の取扱いに関する御連絡先，相談窓口 開示／訂正／利用停止等のお申出は，最寄りの地方出入国在留管理局まで御連絡ください。

特定産業分野における業務（製造業3分野を除く）について

分野	従事する業務	
介護	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） （注）訪問系サービスは対象外	
ビルクリーニング	・建築物内部の清掃	多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務
建設	・型枠施工	指導者の指示・監督を受けながら、コンクリートを打ち込む型枠の製作、加工、組立て又は解体の作業に従事
	・左官	指導者の指示・監督を受けながら、墨出し作業、各種下地に応じた塗り作業（セメントモルタル、石膏プaster、既調合モルタル、漆喰等）に従事
	・コンクリート圧送	指導者の指示・監督を受けながら、コンクリート等をコンクリートポンプを用いて構造物の所定の型枠内等に圧送・配分する作業に従事
	・トンネル推進工	指導者の指示・監督を受けながら、地下等を掘削し管きよを構築する作業に従事
	・建設機械施工	指導者の指示・監督を受けながら、建設機械を運転・操作し、押土・整地、積込み、掘削、締固め等の作業に従事
	・土工	指導者の指示・監督を受けながら、掘削、埋め戻し、盛り土、コンクリートの打込み等の作業に従事
	・屋根ふき	指導者の指示・監督を受けながら、下葺き材の施工や瓦等の材料を用いて屋根をふく作業に従事
	・電気通信	指導者の指示・監督を受けながら、通信機器の設置、通信ケーブルの敷設等の電気通信工事の作業に従事
	・鉄筋施工	指導者の指示・監督を受けながら、鉄筋加工・組立ての作業に従事
	・鉄筋継手	指導者の指示・監督を受けながら、鉄筋の溶接継手、圧接継手の作業に従事
	・内装仕上げ	指導者の指示・監督を受けながら、プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事、カーテン工事の作業に従事
	・表装	指導者の指示・監督を受けながら、壁紙下地の調整、壁紙の張付け等の作業に従事
	・とび	指導者の指示・監督を受けながら、仮設の建築物、掘削、土止め及び地業、躯体工事の組立て又は解体等の作業に従事
	・建築大工	指導者の指示・監督を受けながら、建築物の躯体、部品、部材等の製作、組立て、取り付け等の作業に従事
	・配管	指導者の指示・監督を受けながら、配管加工・組立て等の作業に従事
	・建築板金	指導者の指示・監督を受けながら、建築物の内装（内壁、天井等）、外装（外壁、屋根、雨どい等）に係る金属製内外装材の加工・取り付け又はダクトの製作・取り付け等の作業に従事
	・保温保冷	指導者の指示・監督を受けながら、冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業・化学工業等の各種設備の保温保冷工事作業に従事
	・吹付ウレタン断熱	指導者の指示・監督を受けながら、吹付ウレタン断熱工事等作業に従事
	・海洋土木工	指導者の指示・監督を受けながら、水際線域、水上で行うしゅんせつ及び構造物の製作・築造等の作業に従事
造船・船用工業	・溶接	手溶接、半自動溶接
	・塗装	金属塗装作業、噴霧塗装作業
	・鉄工	構造物鉄工作業
	・仕上げ	治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業
	・機械加工	普通施盤作業、数値制御施盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業
	・電気機器組立て	回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業
自動車整備	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備	
航空	・空港グランドハンドリング	航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降業務、航空機内外の清掃整備業務
	・航空機整備	運航整備、機体整備、装備品・原動機整備等において行う航空機の機体、装備品又は部品の整備業務全般
宿泊	・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務	
農業	・耕種農業全般	栽培管理、農産物の集出荷・選別等
	・畜産農業全般	飼養管理、畜産物の集出荷・選別等
漁業	・漁業	漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等
	・養殖業	養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収獲（穫）・処理、安全衛生の確保等
飲食品製造業	・飲食品製造業全般	
外食業	・外食業全般	
	飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工、安全衛生	
	飲食物調理、接客、店舗管理	

特定産業分野における業務（製造業3分野）について

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について、製造業3分野（素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野）については、国内において、申請人が製造業各分野で対象となっている業務区分（職種）で勤務・実習中に解雇されたものに限られます。

分野	従事する業務	
素形材産業	・鋳造	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、溶かした金属を型に流し込み製品を製造する作業に従事
	・鍛造	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金属を打撃・加圧することで強度を高めたり、目的の形状にする作業に従事
	・ダイカスト	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、熔融金属を金型に圧入して高い精度の鋳物を短時間で大量に生産する作業に従事
	・機械加工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、旋盤、フライス盤、ボール盤等の各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業に従事
	・金属プレス加工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り等を行い成形する作業に従事
	・工場板金	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種工業製品に使われる金属薄板の加工・組立てを行う作業に従事
	・めっき	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、腐食防止等のため金属等の材料表面に薄い金属を被覆する作業に従事
	・アルミニウム陽極酸化処理	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、アルミニウムの表面を酸化させ、酸化アルミニウムの皮膜を生成させる作業に従事
	・仕上げ	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、手工具や工作機械により部品を加工・調整し、精度を高め、部品の仕上げ及び組立てを行う作業に従事
	・機械検査	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種測定機器等を用いて機械部品の検査を行う作業に従事
	・機械保全	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工場の設備機械の故障や劣化を予防し、機械の正常な運転を維持し保全する作業に従事
	・塗装	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、塗料を用いて被塗装物を塗膜で覆う作業に従事
	・溶接	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、熱又は圧力若しくはその両者を加え部材を接合する作業に従事
	・鋳造	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、溶かした金属を型に流し込み製品を製造する作業に従事
産業機械製造業	・鍛造	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金属を打撃・加圧することで強度を高めたり、目的の形状にする作業に従事
	・ダイカスト	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、熔融金属を金型に圧入して高い精度の鋳物を短時間で大量に生産する作業に従事
	・機械加工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、旋盤、フライス盤、ボール盤等の各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業に従事
	・金属プレス加工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り等を行い成形する作業に従事
	・鉄工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、鉄鋼材の加工、取付け、組立てを行う作業に従事
	・工場板金	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種工業製品に使われる金属薄板の加工・組立てを行う作業に従事
	・めっき	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、腐食防止等のため金属等の材料表面に薄い金属を被覆する作業に従事
	・仕上げ	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、手工具や工作機械により部品を加工・調整し、精度を高め、部品の仕上げ及び組立てを行う作業に従事
	・機械検査	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種測定機器等を用いて機械部品の検査を行う作業に従事
	・機械保全	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工場の設備機械の故障や劣化を予防し、機械の正常な運転を維持し保全する作業に従事
	・電子機器組立て	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電子機器の組立て及びこれに伴う修理を行う作業に従事
	・電気機器組立て	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電気機器の組立てや、それに伴う電気系やメカニズム系の調整や検査を行う作業に従事
	・プリント配線板製造	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、半導体等の電子部品を配列・接続するためのプリント配線板を製造する作業に従事
	・プラスチック成形	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、プラスチックへ熱と圧力を加える又は冷却することにより所定の形に成形する作業に従事
	・塗装	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、塗料を用いて被塗装物を塗膜で覆う作業に従事
	・溶接	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、熱又は圧力若しくはその両者を加え部材を接合する作業に従事
	・工業包装	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工業製品を輸送用に包装する作業に従事
電気・電子情報 関連産業	・機械加工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、旋盤、フライス盤、ボール盤などの各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業に従事
	・金属プレス加工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り等を行い成形する作業に従事
	・工場板金	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種工業製品に使われる金属薄板の加工・組立てを行う作業に従事
	・めっき	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、腐食防止等のため金属等の材料表面に薄い金属を被覆する作業に従事
	・仕上げ	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、手工具や工作機械により部品を加工・調整し、精度を高め、部品の仕上げ及び組立てを行う作業に従事
	・機械保全	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工場の設備機械の故障や劣化を予防し、機械の正常な運転を維持し保全する作業に従事
	・電子機器組立て	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電子機器の組立て及びこれに伴う修理を行う作業に従事
	・電気機器組立て	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電気機器の組立てや、それに伴う電気系やメカニズム系の調整や検査を行う作業に従事
	・プリント配線板製造	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、半導体等の電子部品を配列・接続するためのプリント配線板を製造する作業に従事
	・プラスチック成形	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、プラスチックへ熱と圧力を加える又は冷却することにより所定の形に成形する作業に従事
	・塗装	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、塗料を用いて被塗装物を塗膜で覆う作業に従事
	・溶接	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、熱又は圧力若しくはその両者を加え部材を接合する作業に従事
	・工業包装	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工業製品を輸送用に包装する作業に従事

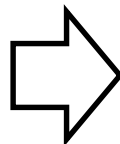
協議・連絡会 入会申請システム の機能追加について

入会申請システムの機能追加について

- 事業者の皆様の申請手続きに係る事務負担を軽減するため、「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下、協議・連絡会）」の入会申請システムに、新たな機能を追加いたします。
- 今回の機能追加により、事業所ごとのマイページから、登録内容の確認や変更申請を簡単に行っていただけるようになります。

旧システム（8月31日まで）

- 登録内容の確認
→入会申請時の自動返信メールにて確認が必要
- 登録内容の修正
→入会申請と同様の手続き（企業情報の入力等）による再申請等が必要。



新システム（9月1日以降）

- 登録内容の確認
→マイページからいつでも確認が可能
- 登録内容の修正
→マイページから、変更が必要な箇所のみを修正し、変更申請を行うことが可能。

<マイページ活用例>

* 既に協議・連絡会の構成員となっている事業所の登録内容に変更が生じた場合

事例1. 特定技能外国人材が従事する事業所の該当する日本標準産業分類が変更になった。

→

マイページからログインし、変更後の産業分類を選択し該当の証明書類を添付し更新することが可能。

事例2. 担当者が異動になった。

→

マイページからログインし、後任の担当者情報に修正し更新することが可能。

事例3. 活用する登録支援機関が決まった。

→

マイページからログインし、登録支援機関情報を入力し更新することが可能。

機能追加に伴う対応のお願い

<全ての事業者向け>

- 協議・連絡会入会申請システムの機能追加のため、8月31日(月) 午前9時～9月1日(火) 午前9時にて、システムメンテナンスを実施いたします。
- システムメンテナンスの間は、協議・連絡会の入会申請システムを停止させていただきます。
 - * 入会申請システムを除く、ポータルサイトの各コンテンツ（P3以降を参照ください）はご利用いただけます。

<既に入会済みの事業者向け>

- 9月1日(火) の機能追加後に、協議・連絡会運営事務局より、マイページ利用に必要なパスワードの設定手順を、入会申請時に登録いただいた事業者（①受入れ機関、②登録支援機関等の関係機関（運用要領第2条第1項第4号に当てはまる機関））の代表者宛（※）にメールにてお送りいたしますので、詳細を確認の上、設定してください。
 - ※ 担当者連絡先にある「担当者メールアドレス1」に登録されているメールアドレス宛

(参考) 特定技能外国人材制度 (製造3分野) ポータルサイトについて①

設置目的

経済産業省の所管する3分野 (素形材産業分野、産業機械製造分野、電気・電子情報関連産業分野) において、特定技能外国人材の受入れを検討している事業者の皆様及び外国人材の皆様に対し、特定技能外国人材制度に関する情報を発信しております。

特定技能外国人材制度 (製造3分野) ポータルサイト

• URL <https://www.sswm.go.jp/>

コンテンツのご紹介

TOPページ

■最新の経済産業省説明資料

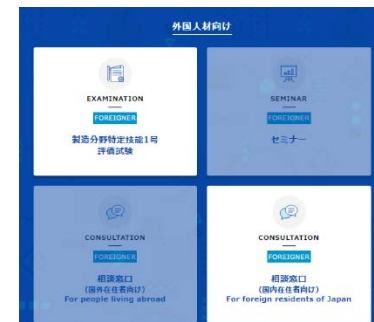
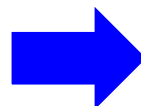
- 最新の経済産業省説明資料 (受入れセミナー使用資料)
- 製造業における特定技能外国人材受入れに関するFAQ
- 製造業における特定技能外国人材受入れ事例

■新着情報

■過去のお知らせ

■国内事業者向けコンテンツ (次頁詳細記載)

■外国人材向けコンテンツ (次頁詳細記載)



(参考) 特定技能外国人材制度 (製造3分野) ポータルサイトについて②

コンテンツのご紹介

国内事業者向け

■ 相談窓口

特定技能外国人材を円滑に受入れるため、日常生活面の支援や製造3分野における特定技能外国人材制度に関する相談窓口（電話又は対面）の情報を掲載しております。

■ 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会

- 会員ログインページ
* 前述のとおり、8月31日～9月1日にシステムメンテナンスを行います。
- 入会申請（新規の入会申請）
- 会員名簿（入会申請の結果は、会員名簿でご確認下さい。）
- 開催実績（協議・連絡会の配布資料を掲載しております。）

■ セミナー

特定技能外国人材の受け入れを検討している事業者を対象に制度内容等を学ぶためのセミナー開催の情報を掲載しております。

- * 今後の開催予定の確認や参加申込みはこちらから行えます。
- セミナー日程及び会場について
- 参加申込み

■ 関連情報

- よくあるご質問とその回答
- 政府の取り組み
- 地方自治体の取り組み
- お問合せ先

The screenshot displays the portal site for domestic businesses. At the top, there's a header with '国内事業者向け' (For Domestic Businesses). Below it, a grid of four main navigation buttons is shown: 'CONSULTATION 相談窓口' (highlighted with a red border), 'MEMBERSHIP APPLICATION SYSTEM 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会', 'SEMINAR セミナー', and 'LINK 関連情報'. A large red arrow points from the 'CONSULTATION' button down to a detailed view of the '相談窓口' (Consultation Window) page. This page includes a breadcrumb trail '経済産業省 > 特定技能外国人材制度 (製造3分野)' and a language selector. A notice box explains adjustments to the consultation window due to the COVID-19 pandemic, mentioning online and telephone options for SMEs. At the bottom, there's a '概要' (Overview) section with introductory text about the system's purpose and application areas.

(参考) 特定技能外国人材制度 (製造3分野) ポータルサイトについて③

コンテンツのご紹介

外国人材向け(FOREIGNER)

● 製造分野特定技能1号評価試験

製造3分野に係る技能水準を確認する「製造分野特定技能1号評価試験」の情報を掲載しております。

＊ 10月以降に実施される国内試験は、9月23日以降、こちらから申込みを行えます。

- 試験制度
- 試験案内一覧
- 試験結果等

● 相談窓口 (国内在住者向け)

(For foreign residents of Japan)

国内在住の外国人材向けに日常生活面での支援や、製造3分野における特定技能外国人材制度に関する相談窓口の情報を掲載しております。

<以下、今後公開予定>

● セミナー

● 相談窓口 (国外在住者向け)

(For people living abroad)



【最終更新日 2020.7.1】
令和2年度以降の試験日程については、詳細が決まりましたら掲載いたします。

ご不明点等ございましたら、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会運営事務局へお気軽にお問い合わせください。

〔お問合せ先〕

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会 運営事務局
seizo-tokuteigino-kyogikai-jimukyoku@sswm.go.jp

製造分野特定技能1号評価試験(国内試験)の開催について

1号特定技能外国人の製造3分野における技能水準を確認する「製造分野特定技能1号評価試験」を国内にて実施いたします。

1. 概要

経済産業省の所管分野では、①素形材産業分野、②産業機械製造業分野、③電気・電子情報関連産業分野の製造3分野において、「1号特定技能外国人」の受入れが進んでおります。1号特定技能外国人は製造3分野に「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」を有していることが求められており、当該技能水準を確認する「製造分野特定技能1号評価試験」を以下の日程で実施いたします。

詳細については、経産省ホームページ及びポータルサイトにて、後日公開予定です。

2. 開催日程

(1) 溶接を除く 18 業務区分

試験区分	鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、工業包装
試験場所	東京都、愛知県、大阪府
試験日	2020 年 10 月 25 日
試験時間	学科 60 分、実技 60 分
定員	各試験区分について、各受験会場 20 名
試験の実施方式	ペーパー試験(学科、実技)
言語	日本語
申込	ポータルサイト(https://www.sswm.go.jp/)の製造分野特定技能1号評価試験ページにおいて9月23日に公開予定

(2) 溶接区分

試験区分	溶接
試験場所	神奈川県、愛知県
試験日	11 月 17 日(愛知県) 12 月 7 日(神奈川県)
試験時間	学科 60 分、実技 60~90 分
定員	各受験会場 20 名
試験の実施方式	ペーパー試験(学科)、製作等作業(実技)
言語	日本語
申込	ポータルサイト(https://www.sswm.go.jp/)の製造分野特定技能1号評価試験ページにおいて9月23日に公開予定

製造業における 特定技能外国人受入れ事例

外国人の受入状況：2020年3月現在

- 特定技能1号のタイ人、35名を受入れ中。
- その他の外国籍社員が13名（国籍はタイ、中国、ベトナム等）、技能実習生が118名（国籍はタイ）。

▶ 特定技能外国人の受入れの目的・理由

- ・ 業務拡大の中で人手を必要としているが、なかなか日本人の技能工が採用できず、特定技能の人材を充てていきたいと考えている。
- ・ 特定技能の終了後に自社の海外拠点で働いてくれることにも期待している。

▶ 特定技能外国人の採用方法

- ・ 特定技能外国人は、自社での技能実習2号修了者を採用した（在留資格切替と一度帰国した方の再来日）。
- ・ また、外国籍の正社員として、①日本の大学留学経験者を採用すると共に、②日本人と結婚した元技能実習生等を採用し、特定技能外国人と一緒に働いてもらうことにより、外国人同士の良好な関係性が構築できるように工夫している。



鋳造工程（メイン業務）



加工検査工程（付随作業）

▶ 特定技能外国人の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- ・ 日本語能力の高い特定技能外国人が作業要領書をタイ語へ翻訳すると共に、業務上のマニュアルもタイ語で整備している。
- ・ 技能実習生と特定技能外国人をはじめ、外国人をラインに混在させることにより、外国人材同士で技能伝承ができるようになっている。
- ・ 日本に不慣れな技能実習生が体調不良になったときには、特定技能外国人が親身になって付き添い等をしてきている。
- ・ 社内外の行事にも、分け隔てなく積極的な参加を促し、社内運動会や社員旅行、地域のお祭り等で交流を図っている。



タイ語作業要領書



運動会（ミノンピック）、地域の夏祭りへの参加

▶ 特定技能外国人 本人の声

- ・ Aさん 日本人は皆優しく、会社のイベントも多く、仕事もプライベートも充実しています。
- ・ Bさん 日本に来るまではとても不安でしたが、先輩や上司が丁寧に教えてくれたので、今では頼りにされていてうれしいです。

外国人の受入状況：2020年3月現在

- 特定技能1号のインドネシア人、2名を受入れ中。
- その他、技術・人文知識・国際業務が1名、技能実習生が24名（国籍はインドネシア）。

▶ 特定技能外国人の受入れの目的・理由

- ・ 日本人社員の採用が難しい状況の中、自社で技能実習を修了し、関係性が築けている人材の中から、特定技能外国人として受入れを開始した。
- ・ また、日本での就労を通じて、日本語能力と技術をさらに身につけ、将来的には、インドネシア帰国後の就職に生かしてほしいと考えている。

▶ 特定技能外国人の採用方法

- ・ 特定技能外国人は、自社で技能実習2号を修了し、一度帰国した者に再来日してもらうケースに限って受け入れている。同時期に実習期間終了となる実習生の中から、本人と受入れ現場の双方の意向を確認して、是非、特定技能1号として残ってほしい人材にのみ声を掛けるためである（帰国前に声を掛けることはしない）。
- ・ 特定技能1号として採用を決めた人材は、すでに一定程度以上の日本語能力を有しているが、採用決定から再来日までに、現地において日本語学習の機会を設けている。
- ・ 自社グループ内の登録支援機関の提携先がインドネシアにあり、申請書類などの書類作成がスムーズに行える。



特定技能1号として
入国時の様子

▶ 特定技能外国人の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- ・ ムスリムの方が多いため、礼拝場所の設置（社内2カ所）、ラマダーンや聖誕祭等特別な行事への配慮、忘年会等食事会時の食品の注意等を行っている。
- ・ ヒジャブ（ムスリム女性が頭や体を覆う布）について、作業中に挟まれる事故を防ぐため、本人に説明して、理解を得た上で長さの規定を設けている。グローバルな事業展開、雇用を行う場合、宗教に理解を示すことは、不可欠だと考えている。
- ・ 豊田市国際交流協会と連携し、日本語教室への参加（N2まで取得した事例がある）、各国のナショナルデー等のイベントへの参加を通じた楽器の演奏、舞踊の公演等を行っている。また、自社社員・実習生も含めた、地域のインドネシア人グループが立ち上げた団体のイベント参加・情報交換も行っている。



豊田市国際交流協会でのイベント



ラマダーン明けのお祈り

▶ 特定技能外国人 本人の声

- ・ 技能実習時に比べて、責任ある仕事を任せられるようになりました。給与も上がり、賞与ももらっています。
- ・ 転職はできますが、慣れている職場と地域で、仕事と生活ができる安心感から、明和工業ですと働きたいと考えています。

外国人の受入状況： 2020年3月現在

- 特定技能1号のベトナム人、3名を受入れ中。
- その他、技術・人文知識・国際業務が5名（国籍はベトナム、ミャンマー）、技能実習生が3名*（国籍はベトナム）。
* 内1名は、2020年に特定技能1号への資格変更を予定。

▶ 特定技能外国人の受入れの目的・理由

- 技能実習期間の3年を経ると、日本語能力も伸び、溶接や機械加工等の技術も日本人社員に匹敵するにもかかわらず、本国に帰国しなければならない状況があった。現場としては非常に残念かつ惜しいと感じていた。
- 本人の意向、受入れ現場の意向を双方確認した上で、即戦力として、また社内での活躍を期待できる人材であるとして受け入れることを決めた。

▶ 特定技能外国人の採用方法

- 特定技能外国人は、自社での技能実習2号修了者及び他社での技能実習2号修了者を採用した（一度帰国した後に再来日）。
- 技能実習生受入れ時には、日本語の修得、日本での生活マナーの指導や、業務面でイチからの教育等、さまざまな手間暇がかかる。
- だが、特定技能1号は、基本的に技能実習2号修了者を受け入れることを考えており、日本語能力を含む、日本での生活力及び技能がすでに備わっているため、生活面・業務面でイチからの教育は必要なく、入社後すぐに即戦力として活躍してもらっている。



部品溶接工程



プレート溶接工程

▶ 特定技能外国人の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- 必要な支援・フォローは行いが、「外国人だから」という理由で特別なことは何もしていない。日本人社員と同じように話をし、処遇し、社内行事等で交流することが重要だと考えている。その結果、失踪や途中帰国等もなく、技能実習から特定技能へ移行し、当社で継続して勤務したいと希望してくれている。
- 自社内で技能実習から特定技能1号へと移行した事例が生まれたことで、技能実習生たちにとっても今後の展望が開け、モチベーションが高まり、実習に向かう姿勢が積極的になった。
- 登録支援機関を使わず、全て自社支援とすることで、技能実習時には発生していた監理費等がなくなり、その分本人の給与の増額が可能になった。



社内懇親会（バーベキュー）



様々な在留資格で就労する
外国人スタッフ

▶ 特定技能外国人 本人の声

- 大澤工業で技能実習2号を修了した D さん
慣れ親しんだ職場で継続して仕事をしたいと思った。他社での就労は考えなかった。日本人従業員も皆優しく仲良くしてくれる。
- 今年技能実習2号を修了し特定技能1号へ移行予定の N さん
仕事にも慣れ、日本にも慣れて楽しく暮らせているし、大澤工業には外国人スタッフも多く働きやすい環境。

株式会社府中テンパール

【所在地】 中国地方 【従業員数】 170人 【分野】 電気・電子情報関連産業

外国人の受入状況：2020年3月現在

- 特定技能1号のベトナム人、2名を受入れ中。
- 技能実習生が24名（国籍はベトナム、カンボジア）。

▶ 特定技能外国人の受入れの目的・理由

- ・ 国籍問わず、また在留資格を問わず人材が財産だと考えており、個々の成長を願い、技能実習生の受入れを継続してきた。
- ・ 単純業務でもなく、極めて高い技術やスキルがなければできない業務でもないような、中間技能の業務を担える人材が不足。技能実習を当社で3年間経験し、関係性も築けている技能実習生を特定技能1号として再度受け入れたいという思いを持っていた。

▶ 特定技能外国人の採用方法

- ・ 自社で技能実習2号修了者を採用（一度帰国した後に再来日）。技能実習修了者の中から特に即戦力として期待したい人材について、特定技能1号への在留資格変更を行った。
- ・ また、技能実習受入れ時点で、必ず社長が現地で面接を実施。受入れを決めた実習生には、働くことを通して社会に貢献する喜びや、これまで育ててくれた親への感謝を実感してもらうため、ベトナム現地の孤児院に行くことにしている。
- ・ 特定技能1号として受け入れるにあたっては、本人の保護者にも会いに行き、お子さんがこれからさらに最長5年間、日本で働くことについての意思確認と同意の場を持つようにしている。
- ・ 登録支援機関は利用していない。20年弱の技能実習生の受入れ経験から、外国人受入れに係るノウハウが相当蓄積しているためである。

▶ 特定技能外国人の受入れや定着を進めるにあたっての工夫等

- ・ 地域の清掃活動や、お祭りへの参加、社内イベントの企画・運営等、企業内外の活動にも積極的に関わってもらっている。特に、少子高齢化により地域のお祭りが存続危機になっていたが、町内会から相談を受け、9年前から実習生たちが参加し、盛り上げている。
- ・ 日本語能力向上のため、毎年7月と12月に実施される日本語能力試験を受験する技能実習生、特定技能外国人を対象に、試験の3カ月前から、N2・N3にクラス分けをして、週2～3回の日本語勉強会を開催している（周辺の他社に在籍する技能実習生等も参加）。
- ・ 日本人職員と同様、給与の支払い時には、明細と一緒に、社長から労いの気持ちを書いたメッセージを日本語、母国語で添えて、お礼を伝えている。



お祭りへの参加



社内での日本語勉強会



メッセージ付の給与明細

▶ 特定技能外国人 本人の声

- ・ 日本に来たころは苦労ばかりでしたが、仕事をして自分が強くなり、家族を助けていることに気づくことができました。仕事に慣れてきた今、次の目標は、より速く良い製品を作れるようになることです。
- ・ 日本人の考え方やマナー、サービス等も学んでベトナムに持ち帰りたいです。日本に来て、自分が思っていた能力以上のことができるようになって成長できたと感じます。

製造業における特定技能外国人受入れに関する FAQ

令和2年8月27日（木）時点版

1. 受入れ人数等	3
(1) 受入れ人数上限	3
(2) 受入れ状況、受入れ順番	3
2. 業種（分野）・職種（業務区分）の該当性	3
(1) 該当性判断の方法	3
(2) 日本標準産業分類上の産業分類と特定産業分野の関係性①	4
(3) 日本標準産業分類上の産業分類と特定産業分野の関係性②	4
(4) 該当性判断の個別相談ケース①（めっきの該当事業者）	4
(5) 該当性判断の個別相談ケース②（自動車車体部品プレス）	4
(6) 該当性判断の個別相談ケース③（修理業における塗装、溶接等）	4
(7) 該当性判断の個別相談ケース④（建設業における溶接）	4
(8) 該当性判断の個別相談ケース⑤（精密製品製造業の該当業種）	5
(9) 該当性判断の個別相談ケース⑥（鋳鋼製造業における対象職種）	5
3. 技能実習からの移行、技能実習修了者の受入れ	5
(1) 技能実習の職種と特定技能の業務区分との関係	5
(2) 技能実習の作業と特定技能の関係	5
(3) 「技能実習2号を良好に修了した」と判断する要件	5
(4) 旧「研修・技能実習制度」修了者の扱い	6
(5) 2年10ヵ月未満での技能実習修了者の扱い	6
(6) 「評価調書」を準備できない場合の対応	6
(7) 一時帰国の必要有無	6
(8) 技能実習中の移行可否	7
(9) 技能実習修了職種以外への従事	7
4. 業務範囲について	7
(1) 作業内容	7
(2) 複数の製造ライン時の対応	7
(3) 日本人従業員が通常従事する関連業務の扱い①	7
(4) 日本人従業員が通常従事する関連業務の扱い②	8
(5) 転職について	8
(6) 異動の可否	8

5. 製造分野特定技能1号評価試験について	9
(1) 試験日程	9
(2) 受験資格	9
(3) 製造3分野以外の技能実習修了者の扱い	9
6. 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会	10
(1) 入会について（必要有無、入会時期）	10
(2) 入会申請から登録までの期間	10
(3) 受入れ協議・連絡会入会の単位	10
(4) 入会済みの事業所における別分野の追加登録	10
(5) 受入れ協議・連絡会入会にあたっての事前登録等	10
(6) 受入れ協議・連絡会の入会費	11
(7) 受入れ協議・連絡会の開催・出席	11
(8) 分野の該当性の入力	11

1. 受入れ人数等

(1) 受入れ人数上限

(質問 1-1) 1 号特定技能外国人を受け入れる際、人数制限はありますか。

(回答 1-1) 受入れ機関ごとの受入れ人数に制限はありませんが、受入れ機関としての義務（1 号特定技能外国人支援計画）を果たす上で支障がないことが前提となります。

(2) 受入れ状況、受入れ順番

(質問 1-2) 制度開始から 5 年間の受入れ見込み人数に対する、現在の特定技能外国人数の受入れ状況を教えてください。また、受入れの順番は、申請が認められた順ということですか。

(回答 1-2) 特定技能外国人の受入れ状況は、定期的に最新の特定産業分野別の特定技能外国人数が出入国在留管理庁のホームページにて公表されています（分野別の国籍・地域別、都道府県別、試験ルート・技能実習ルート別などの詳細版については 3 か月ごとに更新しています）。また、受入れは申請が認められた順となります。

【制度説明資料「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組（毎月更新）」】

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

【特定技能在留外国人数の公表（3 か月ごとに更新）】

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00215.html

2. 業種（分野）・職種（業務区分）の該当性

(1) 該当性判断の方法

(質問 2-1) 受入れ可能な事業所であるかどうか分かりません。何をみて判断したらよいですか。

(回答 2-1) 製造 3 分野（素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業）については、日本標準産業分類に基づき該当性を確認していただく必要があります。

まず、「日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）の大分類 E 製造業（総務省）の一覧」及び、「説明及び内容例示」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000290724.pdf

から、受入れを希望する事業所で直近 1 年間に「製造品出荷額等」が発生している業種を確認してください（審査は事業所毎に行いますので、事業所単位でご確認いただく必要がございます。）。)

次に、経済産業省のホームページ＜特定技能外国人材制度（製造 3 分野）＞に掲載されている「最新の経済産業省説明資料（受入れセミナー使用資料）」P2 の『製造 3 分野における受入れ可能な事業所の日本標準産業分類』をご覧ください、最初にご判断された業種が該当しているかご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html

(2) 日本標準産業分類上の産業分類と特定産業分野の関係性①

(質問 2-2) 当社の主たる事業は、日本標準産業分類をもとにすると製造 3 分野に該当しませんが、業務の一部で、製造 3 分野で受入れが認められる業務区分を扱っており、その売上があります。この場合、受入れが可能な特定産業分野に該当しますか。

(回答 2-2) 主たる事業でなくても、製造 3 分野のうち受入れ可能な産業分類に該当した製造品の出荷額が発生している場合は、特定産業分野に該当する、と判断します。ただし、特定技能外国人を受け入れられるのは、受入れ可能な産業分類に該当する製造ライン上のみとなりますのでご注意ください。

(3) 日本標準産業分類上の産業分類と特定産業分野の関係性②

(質問 2-3) 当社は塗装業です。機械部品の塗装を行っており加工賃収入があります。業務区分「塗装」で受け入れることは可能ですか。

(回答 2-3) 製造 3 分野のうち受入れ可能な産業分類に該当した事業所でのみ受け入れることが可能となりますので、塗装業であれば原則受け入れることはできません。

(4) 該当性判断の個別相談ケース①（めっきの該当事業者）

(質問 2-4) 業務区分「めっき」は、製造 3 分野のうち、どのような事業者が受入れ対象となりますか。

(回答 2-4) 素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野に属する事業所の製造工程内にめっき工程がある事業者が受入れ対象となります。

(5) 該当性判断の個別相談ケース②（自動車車体部品プレス）

(質問 2-5) 当社は自動車車体部品のプレスを行っています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

(回答 2-5) 自動車車体部品であっても、スタンプ加工（プレス加工-機械仕上げをしないもの）は 245 に該当しますが、スタンプ加工品（プレス加工品）が組み合わさった自動車車体部分品は、3113 に該当すると判断します（中分類 31 輸送用機械器具は対象外となります）。

(6) 該当性判断の個別相談ケース③（修理業における塗装、溶接等）

(質問 2-6) 当社は中古の機械類を仕入れて、修理及び塗装を行っています。業務区分「塗装」、「溶接」、「機械加工」等で受入れ可能ですか。

(回答 2-6) 修理のための塗装や溶接、機械加工等での売上は修理料収入となり、修理業であるため対象外となります。

(7) 該当性判断の個別相談ケース④（建設業における溶接）

(質問 2-7) 当社は建設関連の会社です。現場での溶接作業で 1 号特定技能外国人の採用は可能ですか。

(回答 2-7) 建設・建築（工事・据付）の代金は建設業収入に該当するため採用することはできません。

(8) 該当性判断の個別相談ケース⑤（精密製品製造業の該当業種）

（質問 2-8）プレスブレーキやタレットパンチプレス等を用いて薄い金属板を加工する精密な製品を製造する事業は、特定技能制度の運用上、どのような産業分類に当てはまるでしょうか。

（回答 2-8）2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業や 2452 金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）に当てはまる可能性があります。なお、建築用の金属製品製造業などの用途に特化した製造業の場合、これに当てはまらない場合もあるため留意が必要です。

(9) 該当性判断の個別相談ケース⑥（鋳鋼製造業における対象職種）

（質問 2-9）2253 鋳鋼製造業に該当する事業所です。素形材産業分野の業務区分に鋳造や鍛造はありますが、鋳鋼がありません。特定技能の活用はできないのですか？

（回答 2-9）2253 鋳鋼製造業に該当している事業所であれば、鋳鋼製品の製造工程に存在する「機械加工」や「溶接」といった業務区分での受入れが想定されます。

例えば、「機械加工」の職種により技能実習 2 号を修了した外国人材がいれば、所定の手続後、鋳鋼品製造工程における機械加工作業に従事することができますのでご検討下さい。

3. 技能実習からの移行、技能実習修了者の受入れ

(1) 技能実習の職種と特定技能の業務区分との関係

（質問 3-1）技能実習 2 号を修了した職種からの移行が認められた業務区分で特定技能 1 号を取得した場合、他の業務区分の作業を行うことは可能ですか。

（回答 3-1）在留資格を得た業務区分以外の作業は認められておりません。在留資格を得た業務区分以外での作業を希望する場合は、希望する業務区分の製造分野特定技能 1 号技能評価試験に合格することが必要です。

(2) 技能実習の作業と特定技能の関係

（質問 3-2）技能実習では【職種：プラスチック成形】のブロー成形作業を行っていました。特定技能 1 号では、技能実習 2 号の他の作業（圧縮成形、射出成形、インフレーション成形）も行うことは可能ですか。

（回答 3-2）可能です。プラスチック成形の業務区分は、指導者の指示を理解し、又は、自らの判断によりプラスチックへ熱と圧力を加える又は冷却することにより所定の形に成形する作業を対象としています。なお、特定技能制度と技能実習制度は別の制度であり、特定技能外国人が従事できる業務は、技能実習生の従事できる業務とは別個に定められていますので、ご注意願います。

(3) 「技能実習 2 号を良好に修了した」と判断する要件

（質問 3-3）どのような要件を満たせば「技能実習 2 号を良好に修了した」と判断されますか。

（回答 3-3）以下の 2 つの要件を満たす必要があります。1) 技能実習 2 年 10 か月以上の修了、かつ、2-1) 技能検定 3 級若しくは相当する技能実習評価試験の実技試験への合格、又、2-2) 「評価調

書」に基づき、技能実習 2 号を良好に修了したと認められること、のいずれかの要件を満たす必要があります。

ただし、当該外国人を技能実習生として受け入れていた実習実施者である場合、かつ、過去 1 年以内に技能実習法の「改善命令」（技能実習法施行前の旧制度における「改善指導」を含む）を受けていない場合は 2-1）に係る合格証書及び 2-2）に係る「評価調書」の提出を省略できます。詳細については最寄りの出入国在留管理局へお問い合わせください。

(4) 旧「研修・技能実習制度」修了者の扱い

（質問 3-4）旧「研修・技能実習制度」の下で、2000 年代前半に当社で 3 年間の技能実習を修了した、元技能実習生を採用したい場合、「技能実習ルート」での受入れは可能ですか。

（回答 3-4）「技能実習 2 号を修了した者」には、研修・技能実習制度（1993 年～2010 年）下の「特定活動」の技能実習生も含まれます。

(5) 2 年 10 ヶ月未満での技能実習修了者の扱い

（質問 3-5）技能実習 2 号として在留時、技能検定 3 級を取得し、3 年を待たず 2 年 6 か月で帰国した元技能実習生を特定技能 1 号に移行する場合、「技能実習 2 号を良好に修了した」と判断されますか。

（回答 3-5）技能実習を 2 年 10 か月以上修了することが必須要件になっています。そのため、日本語試験及び特定技能 1 号評価試験免除には該当せず、特定技能外国人として受け入れるには、日本語試験、特定技能 1 号評価試験のどちらも合格が必要です。

(6) 「評価調書」を準備できない場合の対応

（質問 3-6）他社で技能実習を行った技能実習修了者の受入れを希望していますが、元実習実施先から協力が得られず、実習中の出勤状況や生活態度等を記載した評価調書が作成できません。

（回答 3-6）以下の 2 点を提出することで、地方出入国在留管理局から、技能実習 2 号を良好に修了したか否か総合的に評価することも可能です。

- 1) 「評価調書」を提出することができないことの経緯を説明する理由書（任意様式）。
 - 2) 「評価調書」に代わる文書（例えば、当時の技能実習指導員等の当該外国人の実習状況を知り得る立場にある者が作成した技能実習の実施状況を説明する文書（任意様式））。
- 詳細については最寄りの地方出入国在留管理局へお問い合わせください。

(7) 一時帰国の必要有無

（質問 3-7）技能実習 2 号から特定技能 1 号へ移行する際、一時帰国しなければならないのですか。

（回答 3-7）技能実習 2 号を終了した外国人が特定技能 1 号へ移行する際、一時帰国することは法令上の要件とはなっていません。

(8) 技能実習中の移行可否

(質問 3-8) 現在、技能実習 3 号の実習中です。特定技能 1 号への移行は可能ですか。

(回答 3-8) 技能実習中の移行はできません。技能実習 3 号を修了してから可能となります。

(9) 技能実習修了職種以外への従事

(質問 3-9) 技能実習 2 号を修了後、特定技能 1 号を取得し就労している特定技能外国人が、他の業務区分の技能試験を受験して合格した場合、両方の業務に携わることは可能ですか。

(回答 3-9) 製造分野特定技能 1 号技能評価試験に合格した業務区分にも従事することが、可能になります。

4. 業務範囲について

(1) 作業内容

(質問 4-1) 特定技能外国人が従事する作業内容について教えてください。

(回答 4-1) 特定技能外国人の受入れに関する運用要領<別紙 6>に、業務区分別に記載しています。

例：金属プレス加工

指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り等を行い成形する作業に従事

<http://www.moj.go.jp/content/001315380.pdf>

また、分野別運用要領に記載されているとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます。

- ①原材料・部品の調達・搬送作業、②前後工程作業、③クレーン・フォークリフト等運転作業、④清掃・保守管理作業

(2) 複数の製造ライン時の対応

(質問 4-2) 製造ラインで、受入れ対象の産業分類に該当するものと該当しないものを製造しています。

受入れ対象の産業分類で特定技能外国人を受け入れた場合、受入れ対象の産業分類に該当しない製造品の製造作業に携わることは可能ですか。

(回答 4-2) 同じ事業所／製造ライン内であっても、受入れ対象の産業分類に該当しない分野の業務に従事することはできません。また在留資格を取得した職種(業務区分)以外の作業もできません。

(3) 日本人従業員が通常従事する関連業務の扱い①

(質問 4-3) 自動車部品と生産用機械部品の製造ラインがあり、日本人は交代で双方のラインでの作業に従事しています。同じ職場の日本人と同様、交代で作業することは可能ですか。

(回答 4-3) 1 号特定技能外国人が従事できるのは、受入れ可能な日本標準産業分類に該当する製造品のラインのみとなるため、生産用機械部品の製造ラインでしか働くことができません

(自動車部品は中分類 31 輸送用機械器具に該当し対象外)。

(4) 日本人従業員が通常従事する関連業務の扱い②

(質問 4-4) 1 号特定技能外国人の業務区分は「溶接」で受け入れています、当事業所で「溶接」をしている他の日本人従業員は、通常「機械加工」にも従事しています。この場合、同じように「機械加工」にも従事させて良いですか。

(回答 4-4) 1 号特定技能外国人を「溶接」の業務区分で受け入れた場合は、日本人従業員が「機械加工」や「仕上げ」をマルチタスク化していたとしても、「機械加工」や「仕上げ」には従事できません。もし、同様に「機械加工」や「仕上げ」の業務に従事させたい場合には、1 号特定技能外国人に「機械加工」や「仕上げ」の特定技能 1 号評価試験に合格させることで、可能となります。

なお、主に従事する業務と併せて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（原材料・部品の調達・搬送作業等）に付随的に従事することは差し支えありません。

(5) 転職について

(質問 4-5) 「鋳造」の業務区分で、「素形材産業分野」の事業者と雇用契約締結している特定技能外国人がいますが、業務区分は変わらず「鋳造」のまま「産業機械製造業分野」の事業者への転職は可能ですか。

(回答 4-5) 「鋳造」は、「素形材産業分野」及び「産業機械製造業分野」の範囲に限り転職が認められているため、転職は可能です。業務区分が認められていない分野へは、転職することはできません。ただし、複数の業務区分の技能を有する外国人は、それぞれの業務区分で在留資格変更許可を得られれば、複数の業務区分で従事可能です。

なお、特定技能外国人が転職等を行う場合、その在留資格について、分野、受入れ機関の変更がある場合には地方出入国在留管理局への申請が必要であり、就業場所（自社事業所）の変更がある場合には、地方出入国在留管理局への届出等が必要です。

(6) 異動の可否

(質問 4-6) 関連会社への異動は可能ですか。

(回答 4-6) 特定技能外国人と雇用契約を結んでいない関連会社等の他社、他社事業所への異動は認められておりません。

5. 製造分野特定技能 1 号評価試験について

(1) 試験日程

(質問 5-1) 試験日程・開催場所は決まっていますか。

(回答 5-1) 最新の試験日程・開催場所は経済産業省ホームページ、及び、製造業における特定技能外国人材受入れポータルサイト上にて随時情報更新をしています。

経済産業省ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/sswm-exam.html

ポータルサイト

https://www.sswm.go.jp/exam_f/

(2) 受験資格

(質問 5-2) 特定技能に係る試験の受験資格者の対象を教えてください。

(回答 5-2) 受験資格者は、2020 年 4 月 1 日以降については、国内試験についても過去に中長期在留者として在留した経験がない方であっても受験を目的として「短期滞在」の在留資格により入国し、受験することが可能となりましたので、試験日当日において満 17 歳以上の外国人（なお、日本上陸時点では 18 歳以上であることが必須）とし、試験に合格した場合に日本国内で就業する意思のある者であれば対象となります。

(3) 製造 3 分野以外の技能実習修了者の扱い

(質問 5-3) 製造 3 分野以外の職種・作業で、技能実習 2 号を良好に修了している場合でも、日本語試験に合格する必要がありますか。

(回答 5-3) 製造 3 分野以外の職種・作業（宿泊を除く。）で技能実習 2 号を良好に修了している場合、職種・作業の種類にかかわらず、技能実習生として良好に 3 年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、日本語試験が免除されます。その場合でも、別途、製造 3 分野の職種・作業で必要とされる相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有しているかを確認するための製造分野特定技能 1 号評価試験の合格が必要となります。

6. 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会

(1) 入会について（必要有無、入会時期）

（質問 6-1）製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下、「受入れ協議・連絡会」という）への入会は必須ですか。また、いつ入会申請を行うと良いですか。

（回答 6-1）受入れ協議・連絡会には、特定技能所属機関（1号特定技能外国人と雇用契約を結んだ企業）の入会は必須です。入会申請には、審査に一定の期間を要しますので、余裕をもって受入れ協議・連絡会のホームページより手続きを行ってください。入会申請は出入国在留管理庁への在留資格取得の申請以前でも可能です。

<https://www.sswm.go.jp/entry/login.html>

なお、登録支援機関等の関係機関の入会は任意です。

(2) 入会申請から登録までの期間

（質問 6-2）入会申請から登録までどのくらいかかりますか。

（回答 6-2）入会審査は、申請順に行われ、3～5週間程度の期間をいただいています（申請件数に応じて若干前後する可能性があります）。入会となりましたら、受入れ協議・連絡会のホームページ上の名簿への掲載をもって入会のご連絡とさせていただきますので、ホームページをご確認ください。なお、申請に不備があった場合には、個別にメール等で連絡いたします。

(3) 受入れ協議・連絡会入会の単位

（質問 6-3）素形材産業分野、産業機械製造業分野、それぞれで1号特定技能外国人を受け入れる場合、受入れ協議・連絡会へは分野別にそれぞれ入らないといけないのですか。

（回答 6-3）一つの事業所で複数の分野の申請をするときはまとめて申請が可能です。なお、受け入れる事業所ごとに入会する必要があるため、同一法人でも、複数事業所で受け入れる場合は、受け入れる事業所ごとに受入れ協議・連絡会への入会が必要です。

(4) 入会済みの事業所における別分野の追加登録

（質問 6-4）既にある分野で受入れ協議・連絡会に入会済みの事業所において、他の分野の1号特定技能外国人を受け入れる場合、再度の申請が必要になるのでしょうか。

（回答 6-4）再申請が必要になりますので、受入れ協議・連絡会のホームページより再度申請手続きを行ってください。

(5) 受入れ協議・連絡会入会にあたっての事前登録等

（質問 6-5）製造3分野において受入れ協議・連絡会の構成員になる他に、事前に入会・登録等しなければならぬものはありますか。

（回答 6-5）ありません。製造3分野においては経済産業省が設置する受入れ協議・連絡会の入会手続きのみです。

(6) 受入れ協議・連絡会の入会費

（質問 6-6）受入れ協議・連絡会の入会費、年会費はかかりますか。

（回答 6-6）当面の間（令和 2 年度）は入会費、年会費ともに徴収しておりません。令和 3 年度以降の取扱いは未定です。

(7) 受入れ協議・連絡会の開催・出席

（質問 6-7）受入れ協議・連絡会の開催場所、頻度はどの程度ですか。出席は必須ですか。

（回答 6-7）年間 4 回程度の開催を想定しています。なお、今後の開催時期・場所等については、決まり次第会員の皆様にお知らせいたします。

(8) 分野の該当性の入力

（質問 6-8）「製造品出荷額等が発生している」ことを証明する書類は、どのようなものが認められますか。

（回答 6-8）入会申請の際は、次のような書類等をご準備いただき、添付していただく必要があります。

例：直近 1 年間の納品書と製造品写真やパンフレット、回答済み「工業統計調査票」の写し等